



新規起業形態について～合同会社(日本版LLC)

新たな起業形態である合同会社(日本版LLC)の概要とは?

私は、このたび、新たに事業を起こそうと計画しています。

最近、合同会社という新たな事業形態が法律で認められるようになったと聞きましたが、どのような仕組みなのでしょう。

Q

合同会社とは、社員全員が、会社債権者に対してその出資の限度で責任を負い、業務執行等の会社の内部関係については、原則として社員全員の合意で決める会社です。持分会社の一種に分類されます。

A

従来の物的会社は「有限責任、人的会社」無責任という図式に加えて、両者の中間形態である有限責任社員のみからなる人的会社が、組織特殊的な人的資産を有効に活用する会社形態として設けられました。

■ 合同会社制度の設立趣旨

(1) 少子・高齢化は労働人口を著しく減少

させ、いまや労働が資本より希少な生産要素となっており、企業競争力の源泉は、建物・機械等の有形資産から人的資産およびそれが生み出す無形資産へシフトしています。

ちなみに、東証上場企業の時価総額のうち、無形資産が占める割合が30%に達しているとの統計もあります(経済産業省産業組織課「人的資産を活用する新しい組織形態に関する提案」日本版LLC制度の創設に向けて)(以下「経産省提案」として引用)。

他社との違いを生み出す差別化能力は企業にとって重要な要素です。かつては、大規模な物的資産を効率的に運営する能力が人的資産として重視されましたが、今日では、物的資産を保有しこれを効率的に運営するだけでは開発途上国との競争に勝つことは難しくなっています(経産省提案)。

株式会社では、所有と経営が分離し、株主の利害と人的資産を享有する経営者や従業員の利害との間に潜在的な対立の図式が存在します。株主と経営者が対立した結果、経営者が辞めてしまうなど、時として短期的視点を過大視した意思決定により、人的資産への投資を過小評価する弊害もありません。

行き過ぎた「株主主権」に対する見直しの気運が、コーポレートガバナンスの先進国である米国でも高まっています。

社員の個性が重視される比較的小規模の企業体にあつては、むしろ企業の所有と経営を一致させ、業務執行は、社員自らがその内容を決めていく組織形態の方が、貴重な人的資産を有効活用することにもつながりやすいものといえます。

合同会社では、社内にとどのような機関をおくか、また、収益の分配方法について、定款で自由かつ柔軟に決めることが可能です。

(2) 一方で、株式会社が有している有限責任の原則は、当該事業の参画者にとって重要な意味を有します。人的会社や組合といった形態では、社員は原則として無限責任を負うため、実際に有能な社員を集めようとした場合に支障を来すこともあります。

合同会社は、従来から存在した人的会社と物的会社の長所を併せて、高度な能力を持つ人材が出資者と経営者を兼ねる形で、人的資産の可能性を最大限に引き出せるような企業形態として創設されたものです。

■ 合同会社(日本版LLC)の特徴

新会社法は、従来、中小企業の典型的な会社形態として認められていた有有限会社制

度を廃止し、株式会社制度へ発展的に解消するとともに、新しい会社形態として合同会社を新設しました。

ここで、「合同会社」とは、社員全員が、会社債権者に対して、その出資の限度で責任を負い、業務執行等の会社の内部関係については、原則として社員全員の合意で決める組織形態をいいます。

新法では、この合同会社と、従来から存在する合名会社(社員全員が無責任社員である会社)および合資会社(無限責任社員と有限責任社員の両方から構成される会社)とを併せて「持分会社」と総称するものとし(新法五七五条一項)、第三編に独立の編を設けています。

第三編は、合同会社を含め、持分会社に関して、設立(第一章)、社員(第二章)、管理(第三章)、社員の加入及び退社(第四章)、計算等(第五章)、定款の変更(第六章)、解散(第七章)、清算(第八章)に分けて、持分会社の三つの形態について横断的な規定を置いています。

なお、合同会社について、「日本版LLC」と称されることがあります。Limited Liabilityであることは確かであるとしても、米国などで実在するLLCとは、その性格は異なります。

米国のLLCでは、法人段階での課税が免除され、社員への収益分配の時点で課税されるに過ぎない(いわゆる「構成員課

税パススルー)のに対し、新法の合同会社は法人課税の免除は想定されていません。構成員課税を実現した事業体としては、別途、有限責任事業組合(LLP=Limited Liability Partnership)が特別法により認められました。

合同会社では、社員の個性が重視される結果、その持分の譲渡は、原則として他の社員全員の承諾がなければ行うことができず(新法五八五条一項)、業務執行のための機関設計や収益の配分などの行為は、社員の全員の同意によって定められる定款の定めによって行われます。

定款自体は、原則として、総社員の同意がなければ変更することができず(新法六三七条・定款自治)、また、上記のとおり、社員が会社債権者に対して、その出資の限度でしか責任を負わない(有限責任)とされる関係で、他の人的会社にはない、債権者保護手続が定められています(新法六二七条、六三五条)。

■ 合同会社の利用例

合同会社は、高度な人的資産をもとに差別化を図りたい場合や、定款自治により迅速かつ柔軟な業務運営を行うのに適した業態の場合などに、本会社形態が適しているものと言えます。

具体的には、以下のような利用例が考えられます(経産省提案)。

(1) 個人の専門的知識やノウハウを使った専門企業

経営管理、投資手法、財務・会計、生産管理、技術、マーケティング、法律、特許等の専門的な知識や経験を有する専門家(プロフェッショナル)が、高度かつ専門的なサービス提供を実施する場が考えられます。

投資銀行やコンサルティング会社が典型的な例ですが、LLCに構成員課税が実現されている米国と比べ、わが国の場合は、どれほどの利用価値があるか否かについて、疑問視する意見もあります。

(2) 人的資産を元手にした現代的創業

能力やビジネスアイデアを有する個人が集まり、人的資産集約型で、第三者出資を受けずに創業する場が考えられます。サービス業やニッチ分野がこれに該当します。